

那賀町木材利用促進事業実施要領

令和元年6月11日

訓令第1号

木材利用促進事業の実施については、那賀町農林水産業等振興事業補助金交付規則(平成17年規則第77号。以下「規則」という。)及び那賀町林業活性化基金事業補助金交付要綱(平成31年告示第24号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

第1 木づかい普及促進事業

1 木づかい住宅等支援事業

ア 事業実施主体

- ① 新たに住宅を所有しようとする者又は増改築する者
- ② 新たに倉庫又は車庫を所有しようとする者

イ 事業の内容

町産材を活用した木造住宅の建築を推進し、町産材の利用拡大と町民の定住促進を図ることを目的とする。

ウ 採択基準

- ① 申請者が所有する住宅又は倉庫、車庫
- ② 補助金が交付された時から10年以上居住する者(倉庫又は車庫を除く)
- ③ 申請時において那賀町に住所を有する者。又は補助金が交付された日から3月を経過する日までに那賀町に住所を有することを確約した書面を町長に提出した者
- ④ 居住部分の延べ床面積が80平方メートル以上の住宅(倉庫又は車庫をのぞく)
- ⑤ 申請時において町税等本町に対する債務について支払期限が到来しているものについて未払い金がない者。
- ⑥ 増改築においては、木材利用量が0.5立方メートル以上の住宅

エ 補助金額

木材利用量 1立方メートルあたり5万円。ただし140万円を上限とする。

オ その他

- ① 主要部材は30%以下の含水率に至るまで乾燥させた木材を使用すること。
- ② 使用木材のうち町内産木材の使用割合が80%以上のもの。
- ③ 那賀町内の大工、工務店又は建築業者に発注して建築する住宅又は倉庫、車庫であること。

④ 製材品は那賀町内に存する製材所、工務店等に発注したものに限る。

⑤ 本町が行う他の補助制度との併用はできないものとする。

カ 事業の実施

① 補助金交付申請書に添付する書類

事業実施主体は、規則第4条に定める補助金交付申請書(規則様式第1号)に事業計画(様式第1―1号)、納材証明書(様式第1―2号)、同意書(様式第1―3号)及び確約書(様式第1―4号)を添付して町長に提出する。

② 実績報告書に添付する書類

事業実施主体は、規則第11条に定める実績報告書(規則様式第1号)に事業実績(様式第1―1号)を添付して町長に提出する。

③ 現地調査

町長は、補助金交付申請書を受理したときは、事業実施主体と連携し現地調査を行うものとする。

④ 補助金の額の確定

町長は、前の調査内容が適当と認める場合は、規則第12条の規定に基づき補助金額を確定するものとする。

2 木材加工施設機能強化事業

ア 事業実施主体

那賀町内で徳島県が認定する木材認証機構登録事業者及び木材加工事業者

イ 事業の内容

那賀町内で製材工場や木材加工事業体が行う加工機械等の新設及び更新に係る事業支援を実施し町産材の利用拡大と流通増加を図ることを目的とする。

ウ 採択基準

① 町産材の利用及び流通の拡大が図られる木材加工機械等の新設及び更新に係る費用で町長が認めるもの。

② 申請時において町税等本町に対する債務について支払期限が到来しているものについて未払い金がない者。

③ 1件あたりの取得価格が30万円以上。

エ 補助金額

補助金の額は予算の範囲内において次のとおり交付する。

徳島県木材認証機構登録事業者 2分の1以内

上記以外 3分の1以内

国・県の補助を受けている場合は10分の1以内

ただし、補助金の上限額は3千万円とする。

オ 事業の実施

① 補助金交付申請書に添付する書類

事業実施主体は、規則第4条に定める補助金交付申請書(規則様式第1号)に事業計画(様式第2—1号)、同意書(様式第2—2号)及びカタログ等規格性能がわかる書類並びに見積書等を添付して町長に提出する。

② 実績報告書に添付する書類

事業実施主体は、規則第11条に定める実績報告書(規則様式第1号)に事業実績(様式第2—1号)を作成し、竣工写真、契約書の写し及び納品書又は請求書の写しを添付して町長に提出する。

③ 現地調査

町長は、実績報告書を受領したときは、現地調査を行うものとする。

④ 補助金の額の確定

町長は、前の調査内容が適当と認める場合は、規則第12条の規定に基づき補助金額を確定するものとする。

第2 林業成長産業化協議会事業

1 林業素材生産量協議会運営支援事業

ア 事業実施主体

那賀地域林業素材生産量拡大に向けた協議会

イ 事業の内容

那賀町内の素材生産量の拡大に向けた取組を実施する協議会への補助を実施し、林業振興へとつなげることを目的とする。

ウ 補助金額

素材生産量拡大に向けた協議会運営に要した経費のうち10分の10以内。ただし、補助金の上限は予算の範囲内とする。

エ 事業の実施

① 補助金交付申請書に添付する書類

事業実施主体は、規則第4条に定める補助金交付申請書(規則様式第1号)を町長に提出する。

② 実績報告書に添付する書類

事業実施主体は、規則第11条に定める実績報告書(規則様式第1号)に支払いが確認できる書類を添付して町長に提出する。

③ 書類調査

町長は、補助金交付申請書を受理したときは、書類審査を行うものとする。

④ 補助金の額の確定

町長は、前の調査内容が適当と認める場合は、規則第12条の規定に基づき補助金額を確定するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

様式第 1 - 1 号

事業計画（事業実績）

建築場所	
住宅の着工予定日等	着手予定日 年 月 日 完成予定日 年 月 日
工事請負業者名	名 称
	所在地
製材加工業者名	名 称
	所在地
設計業者名	名 称
	所在地
町産木材の使用率	%
住宅部分の面積	m ²
他の助成事業利用の有無	有・無

様式第 1 - 2 号

那賀町産木材使用納材証明書

[illegible]

(注) 材積は、小数点第2位まで記載のこと。

様式第 1－3 号

同意書

那賀町長 殿

私は、那賀町木材利用促進事業実施要領（令和元年那賀町訓令第 1 号）に規定する木づかい住宅等支援事業の申込に際し、同要領 1 のウの⑤に規定する補助対象者の確認のため、町の関係課及びその他の関係機関に対し、住民登録情報、税情報、各種使用料及び手数料その他必要事項について照会を行うことを同意します。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

生年月日 M・T・S・H 年 月 日

連絡先（電話）

様式第 1－4 号

確 約 書

令和 年 月 日

那賀町長 殿

住所

氏名

印

私は、那賀町木材利用促進事業実施要領（令和元年那賀町訓令第 1 号）に規定する木
づかい住宅等支援事業の申込に際し、同要領 1 のウの③の規定に従い、当該補助金を交
付された日から 3 月を経過する日までに那賀町に住所を所有することを確約いたしま
す。

様式第 2 - 1 号

事業計画（事業実績）

機械等 の名称	メーカー名、 機種、性 能等	数量・台 数等	総事業 費	補助対 象事業 費	補助金 額	購入予 定年月	備考
合計							

様式第 2 - 2 号

同意書

那賀町長 殿

私は、那賀町木材利用促進事業実施要領（令和元年那賀町訓令第 1 号）に規定する木材加工施設機能強化事業補助金の申込に際し、同要領第 2 のウの②に規定する補助対象者の確認のため、町の関係課及びその他の関係機関に対し、住民登録情報、税情報、各種使用料及び手数料その他必要事項について照会を行うことを同意します。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

生年月日 M・T・S・H 年 月 日

連絡先（電話）

様式第1—1号

様式第1—2号

様式第1—3号

様式第1—4号

様式第2—1号

様式第2—2号